

中球磨モーター・スクール 運転免許・技能講習修了証取得のための参加規程

熊本県公安委員会指定、熊本労働局長登録教習機関・ 有限会社 中球磨モーター・スクール(以下、当社という)の運転免許(合宿・通学)あるいは技能講習参加規程を下記の通り定める。当社と入校する生徒は、この規定を遵守しなければならない。

第1条 申込手続

- 1.教習参加の申込は当社の入学(受講)申込書またはホームページの入校(受講)申込により行う。
- 2.当社所定の申込手続をした上、現金の場合参加費用の全額、ローンの場合頭金を支払うことにより教習に参加することができる。技能講習受講希望者は当社指定の口座に受講開始の1週間前までには全額を振り込まなければならない。
- 3.当社の定めた申込期限までに申込手続が完了していない場合、申込及び予約は無効となる。

第2条 参加資格

免許取得年齢に達し且つ公安委員会が定める基準以上の視力・深視力(大型、けん引、二種)・聴力があり色彩識別が可能な方とする。

(1).視力・身体

二輪(普通・大型)、普通、大特

片眼で0.3以上かつ両眼で0.7以上(眼鏡、コンタクトレンズ使用可)

片眼で0.3未満、または片眼が見えない方であっても、片眼が0.7以上、視野角度150度以上あれば可。二輪の場合、身長150cm以上でセンタースタンド立て及び引き回し(8の字)ができ、両足がシートに座って地面につく方。

(2).日常会話が聞き取れる方。

(3).青・赤・黄色の識別ができる方。

(4).軽度の障害の方(手、足、指、目等)。但し公安委員会の運転適性相談票を受け、学校長(管理者、実施管理者)が入学を認めた方。

(5).中学卒業以上の学力があり、学科試験に出題される漢字の読解が出来る方。また、読解力が教習に影響して日程が遅延されない方であると学校長(管理者・実施管理者)が判断できる方。

(6).無免許運転等の交通違反または取消処分を受けた後、その欠格期間が経過している方。但し免許取得が可能か否かについては参加者自身の住民票のある各都道府県の運転免許課による確認を必要とする。

(7).運転免許取得者においては入校当日当該運転免許証を携帯できる方。免許停止処分中及び、紛失し再交付を受けていない方は入校できない。

(8).運転免許取得者においては当該運転免許証に本籍の記載がない場合、入校当日当該運転免許証の他に本籍記載の住民票も必要。

(9).技能講習の一部の講習科目を免除されようとする受講者は入校の際に労働安全衛生法で定める運転免許証、修了証、事業主が証明する運転・作業経験証明書提出しなければならない。提出無い場合は受講科目の免除は出来ない。

(10).入校当日に身分証明書(本籍明記の公的な書類 健康保険証、パスポート、住民基本台帳カード、官公庁発行の免許証または資格証明書など)を携帯できる方。

(11).20歳未満の場合、保護者の承諾のある方。

(12).教習・講習スケジュールに耐え得ること、健康で身体に自信のある方。

以上、各項目に虚偽の申請があるときは入校拒否または強制退校にされても異議のないものとする。

第3条 ローン申込

ローンによる教習費の支払いを希望し、ローン審査の結果ローン契約ができなかった時、解約手数料は免除とする(合宿生を除く)。

第4条 免責・解除

- 1、天災地変(地震・洪水・降雪等)や不可抗力などにより、学校が入校前後に関わらず教習・講習を不可能と判断したとき、契約の解除、または日程などを変更する場合がある。
- 2、当社・宿舎(合宿生の場合)では、入校から卒業までの間における事故・天災地変・病気・けが・盗難等、またこれらに関わる休業補償や損害賠償等、一切の責任は負いません。

第5条 中途解約

- 1.中途解約とは教習・講習開始後から卒業証明書・修了証発行までに、解約・退校(強制退校、転校含む)した場合をいう。
- 2.教習・講習期間中、本校及び宿舎を無断で離れ、何等連絡のないときは、中途退校扱いとする。(無断外出の期間中の教習・講習、宿泊(合宿生の場合)費等は別途申し受けます)

第6条 中途解約精算

中途解約に伴う精算は、次の方法で精算する。

参加費用 - (解約手数料 + 実費) = 精算金

解約手数料とは、車種・入校時期によって¥31,500～¥73,500の範囲で変動します。

実費とは、技能・学科教習費・技能講習費、検定費、宿泊費(合宿生の場合)、入学金、教材費、事務手数料等、解約までかかった学校が定める一般通常料金の総額。

一般通常料金にて精算するため、教習の進度によっては精算金の払戻しを受けられないことや、追加精算金が発生する場合があります。

但し解約精算後、在学有効期間内(一般的には入校から9ヶ月間)に同一校へ復学の場合、解約手数料のみ本人に返還するものとする。(転校証明書を発行した場合を除く)。

参加者は手数料等の改定があった時はそれに従い、料金を支払うものとする。また、ローン契約者が中途退校した場合、その精算方法は信販会社の基準に依拠する。

第7条 転校

第5条による中途退校者の転校については一旦第6条に基づき精算後、参加者が直接学校に申し出て転校手続きを行うものとする。

転校先は本人の責により決め、転校に伴う費用一切は参加者負担となる。

第8条 故意等による遅延

本人の事情あるいは故意により、

- 1.入校日の集合時間に遅れたり（交通機関の遅れ含む）
- 2.教習期間中の学科・技能教習時刻・技能講習開始時刻及び検定・修了試験時刻に遅れたり、
- 3.または教習・講習、検定・試験中に遅れを生じさせる行為があった場合など、日程が延期となることがあるが、この場合、当社保証期間内であってもこの分の教習費・補修費・宿泊費は別途実費で当社に支払うものとする。

尚、入校遅れに関しては、当社の許可が得られれば追って参加することができる。

第9条 一時中断

やむを得ず教習・講習を一時中断する場合は、前もって当社担当者に相談の上、指定の手続きをし、その指示に従うものとする。以上の手続きを怠った場合は再入校を拒否又は延期されても異議のないものとする。

第10条 旅費交通費(合宿生のみ)

卒業を前提に当社が定めた規定金額または指定出発地からの交通費を卒業時に支給するものである。本人の都合による一時帰宅及び中途退校の場合は、入校時の交通費を含め一切支給できない。交通費は、受講する免許、又学校により支給条件が異なる場合がある。

入校キャンセルの場合の航空券またはフェリーのキャンセル料は自己負担となる。

技能講習受講者場合交通費の支給はない。

第11条 教習生遵守事項

参加者は当社が定める校則・寮則を遵守し、学校内外あるいは宿舍等、他人に迷惑となる行為及び社会の良俗秩序に反する行為をしてはならない。

特に飲酒・酒気帯び運転・暴力行為は厳禁とする。参加者は、教習・講習又は合宿生活においての申出事項について相談や苦情があるときは、合宿担当者又は学校長(管理者、実施管理者)に申し出るものとする。

第12条 強制退校

第8条、第11条に反する行為、又はこれを生ずる恐れがある時は、学校長(管理者、実施管理者)の判断により、強制退校に処することがある。その場合、教習・講習料金の返金及び往復交通費の支給は一切しないものとする。

また、第6条に準じて中途解約精算した結果、不足金が生じた場合は別途これを支払うものとする。

第13条 追加料金

当社が保証する教習時限・講習時間、宿泊日数(合宿生のみ)を超えて教習・講習を受ける時は追加料金を必要とする。この追加料金は当社の請求に対し、直接参加者が卒業までに支払う。

又、再検定・再試験はその都度支払うものとする。

第16条 卒業

免許・講習修了証取得が目的の為、参加者は卒業日に学校及び宿舍（合宿生のみ）を出るものとし、保証期間内の卒業であっても、技能教習費、技能講習費、宿泊費（合宿生のみ）等一切の払い戻しはしないものとする。

第17条 欠格事由・欠格期間

道路交通法で定められた欠格事由 病気(精神病・てんかん等)や中毒(アルコール・麻薬・覚せい剤)にかかっている、もしくはかかっていた方、過去の違反による欠格期間中の方は必ず事前にお問合せ下さい。

中球磨モーター・スクール 運転免許・技能講習修了証取得のための参加規程の同意書

平成 年 月 日

本規程に同意し本規程を遵守し、違反した場合の処罰に対するの異議はありません。

(ふりがな)

氏 名

[生 年 月 日 昭 和・平 成 年 月 日 生まれ]

現住所

(〒 -) 電話番号 - -
